

令和6年度島根県国民健康保険特別会計の決算概要について

1. 決算概要

○歳入から歳出を引いた差額は約9.6億円

→次年度に繰り越した上で、当年度の各種支出へ充当するなど活用を予定

○繰越金のうち約1.9億円を令和7年度に財政調整基金へ積立て予定

○当初予算と比較して歳出入が増加

→歳入：約33億円増加、歳出：約23億円増加

(歳出増加の主な要因)

・医療費の増加に伴う保険給付費の増加 +26.9億円

(歳入増加の主な要因)

・本算定結果に基づく納付金額の変動 +15.0億円

・保険給付費の増加に連動する国庫支出金 +7.2億円

・保険給付費の増加に連動する一般会計繰入金の増加 +2.4億円

(単位：百万円)

	R 6 当初予算額(①)	R 6 決算額(②)	差引(②－①)
歳入	59,273	62,556	3,283
歳出	59,273	61,596	2,323
収支		960	960

2. 一人あたり医療費の推移(実績)

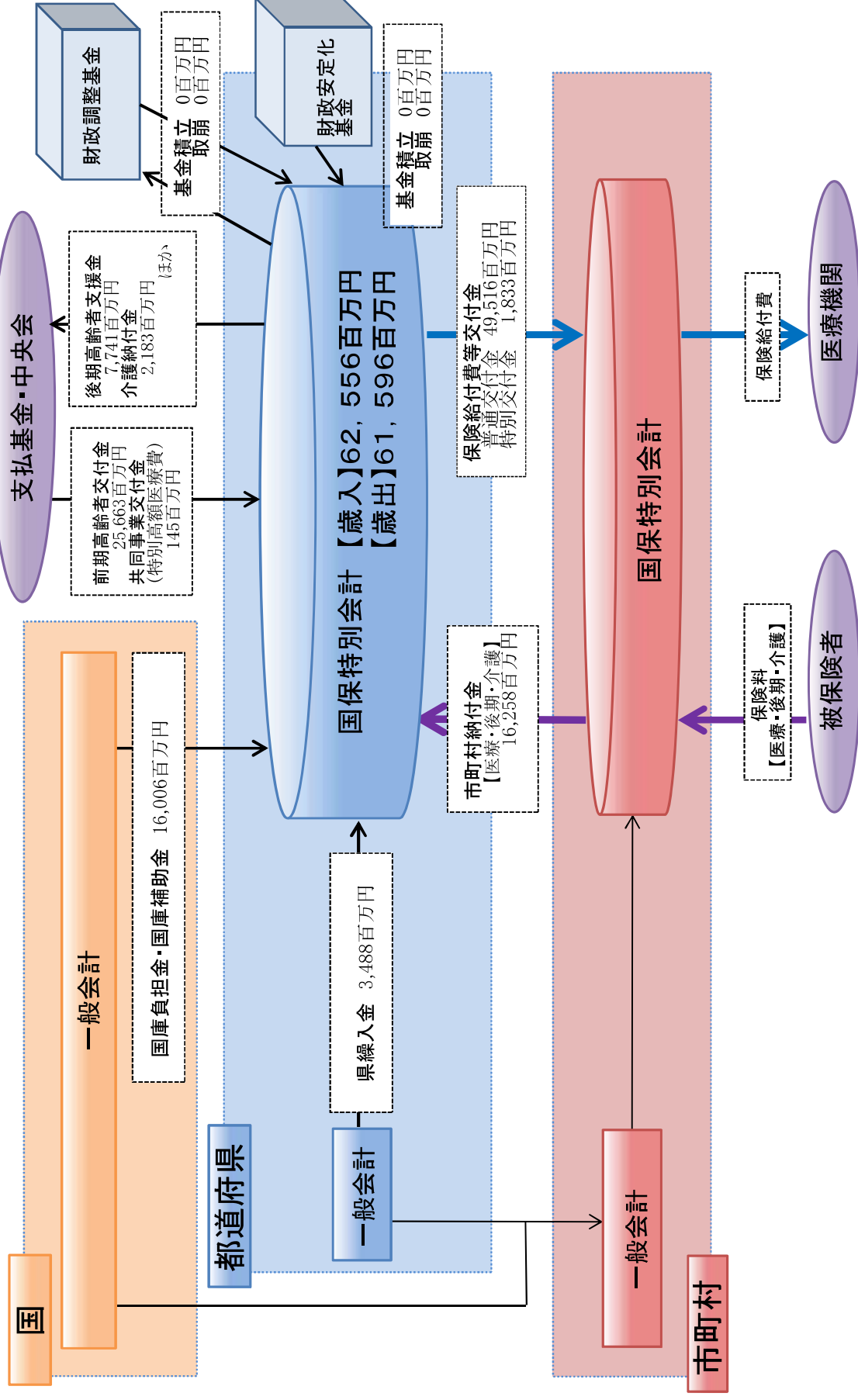
	R 3	R 4	R 5	R 6
療養の給付費等(百万円)	61,147	59,246	59,159	56,931
対前年度増減率(%)	2.8	▲3.1	▲0.1	▲3.7
年度平均被保険者数(人)	125,169	119,562	113,227	107,501
対前年度増減率(%)	▲1.2	▲4.5	▲5.3	▲5.0
一人あたり医療費(円)	488,519	495,003	522,484	529,590
対前年度増減率(%)	4.0	1.3	5.6	1.4

3 県保有基金の状況(残高の推移)

(単位：千円)

基金の名称	5年度末	6年度末	増減	備考
財政安定化基金	941,433	941,452	19	保険料収納不足時等に、市町村へ貸付・交付を実施
財政調整基金	920,988	921,006	18	当年度の財源不足や納付金の大幅増加時に保険給付費の財源に活用

令和6年度島根県国保特会決算の概要



保険者努力支援制度

制度概要

- ・市町村・都道府県について、医療費適正化に向けた取組等を評価する指標を設定し、達成状況に応じて交付金を交付（平成30年度～）

※H28・29年には市町村を対象に前倒しで実施

（財源：特別調整交付金、H28年度：150億円、H29年度：250億円）

- ・財政規模：約1,000億円（国保改革による公費拡充の財源を活用）

※うち、特別調整交付金によりH30年度：約163億円、H31年度以降：約88億円を措置

□市町村分 <400億円程度>

（指標の例）特定健診・特定保健指導の実施率、後発医薬品の促進の取組・使用割合 等

□都道府県分 <600億円程度>

（指標の例）医療費適正化のアウトカム評価（医療費水準・医療費の変化） 等

抜本的強化

令和2年度～

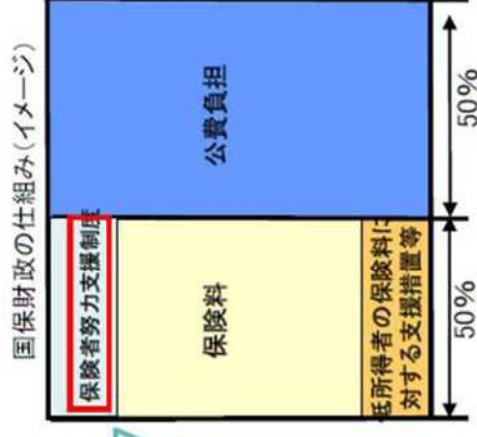
<取組評価分のメリハリ強化> ※取組評価分の令和7年度予算案の財政規模は、引き続き1,000億円を措置

- ① 予防・健康インセンティブの強化（例）予防・健康づくりに関する評価指標（特定健診・保健指導、重症化予防等）の配点割合を引上げ
- ② 成果指標の拡大（例）糖尿病等の重症化予防について、アウトカム指標を導入

<予防・健康づくり支援分（事業費分・事業費連動分）を新設>

- ・令和2年度より「事業費」として交付する部分を設け、「事業費に連動」して配分する部分（評価指標を設定し配分）と合わせて交付することにより、自治体における予防・健康づくりの取組を後押し
- ・財政規模（R7'）：（事業費分）152億円（従来の国保ヘルスアップ事業（特別調整交付金）を統合し事業総額は202億円）（事業費連動分）228億円

以降も毎年度、各自治体の取組状況等を踏まえ、地方団体等と協議の上、評価指標・配点割合の見直しを実施
令和8年度指標においては、指標全体のメリハリを一層強化する予定



令和7年度の保険者努力支援制度 取組評価分

市町村分（400億円程度）

保険者共通の指標

指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率
 ○特定健診受診率・特定保健指導実施率
 ○メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況
 ○がん検診受診率
 ○歯科健診受診率

指標③ 生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況
 ○生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況
 ○特定健診受診率向上の取組実施状況

指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況
 ○個人へのインセンティブの提供の実施
 ○個人への分かりやすい情報提供の実施

指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況
 ○重複投与者・多剤投与者に対する取組
 ○薬剤の適正使用の推進に対する取組

指標⑥ 後発医薬品の使用促進等に関する取組の実施状況
 ○後発医薬品の促進等の取組・使用割合

国固有の指標

指標① 収納率向上に関する取組の実施状況
 ○保険料（税）収納率
 ※過年度分を含む

指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況
 ○データヘルス計画の実施状況

指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況
 ○医療費通知の取組の実施状況
 ○こどもの医療の適正化等の取組

指標④ 地域包括ケア推進・一体的実施の実施状況
 ○国保の視点からの地域包括ケア推進・一体的実施の取組

指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況
 ○第三者求償の取組状況

指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況
 ○適切かつ健全な事業運営の実施状況
 ○法定外繰入の解消等

都道府県分（600億円程度）

指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価

○主な市町村指標の都道府県単位評価(※)
 ・特定健診・特定保健指導の実施率
 ・糖尿病等の重症化予防の取組状況
 ・個人インセンティブの提供
 ・個人への分かりやすい情報提供の実施
 ・後発医薬品の使用割合
 ・保険料収納率
 ・重複投与者・多剤投与者に対する取組
 ※都道府県平均等に基づく評価

指標② 医療費適正化のアウトカム評価

○年齢調整後一人当たり医療費
 ・その水準が低い場合
 ・前年度(過去3年平均値)より一定程度改善した場合
 ○重症化予防のマクロ的評価
 ・年齢調整後新規透視導入患者数が少ない場合
 ○重複投与者数・多剤投与者数
 ・重複投与者数が少ない場合
 ・多剤投与者数が少ない場合

指標③ 都道府県の取組状況

○都道府県の取組状況
 ・医療費適正化等の主体的な取組状況
 （こどもの医療の適正化等の取組、保険者協議会、データ分析、重症化予防等）
 ・法定外繰入の解消等
 ・保険料水準の統一
 ・医療提供体制適正化の推進
 ・事務の広域的及び効率的な運営の推進

※赤字は前年度指標からの変更点

令和7年度保険者努力支援制度（市町村分）

※令和6年度採点分

	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	川本町	津和野町	海士町	西ノ島町	知夫村	雲南市	奥出雲町	飯南町	美郷町	邑南町	吉賀町	隠岐の島町	合計	平均
被保険者数 (人)	30,723	8,389	27,825	8,010	6,065	6,152	3,976	518	1,404	526	634	191	6,190	2,180	822	770	2,011	1,105	2,743	110,034	-
得点数※ (点)	615	492	577	663	508	550	670	620	619	499	389	373	565	592	558	506	530	507	515	-	544.6
交付額 (千円)	63,248	13,816	53,356	17,777	10,313	11,326	8,917	1,075	2,909	878	825	238	11,707	4,320	1,535	1,304	3,567	1,875	4,728	213,714	-
1人あたり 交付額(円)	2,059	1,647	1,931	2,219	1,700	1,841	2,243	2,075	2,072	1,669	1,301	1,246	1,891	1,982	1,867	1,694	1,774	1,697	1,724	-	1,823

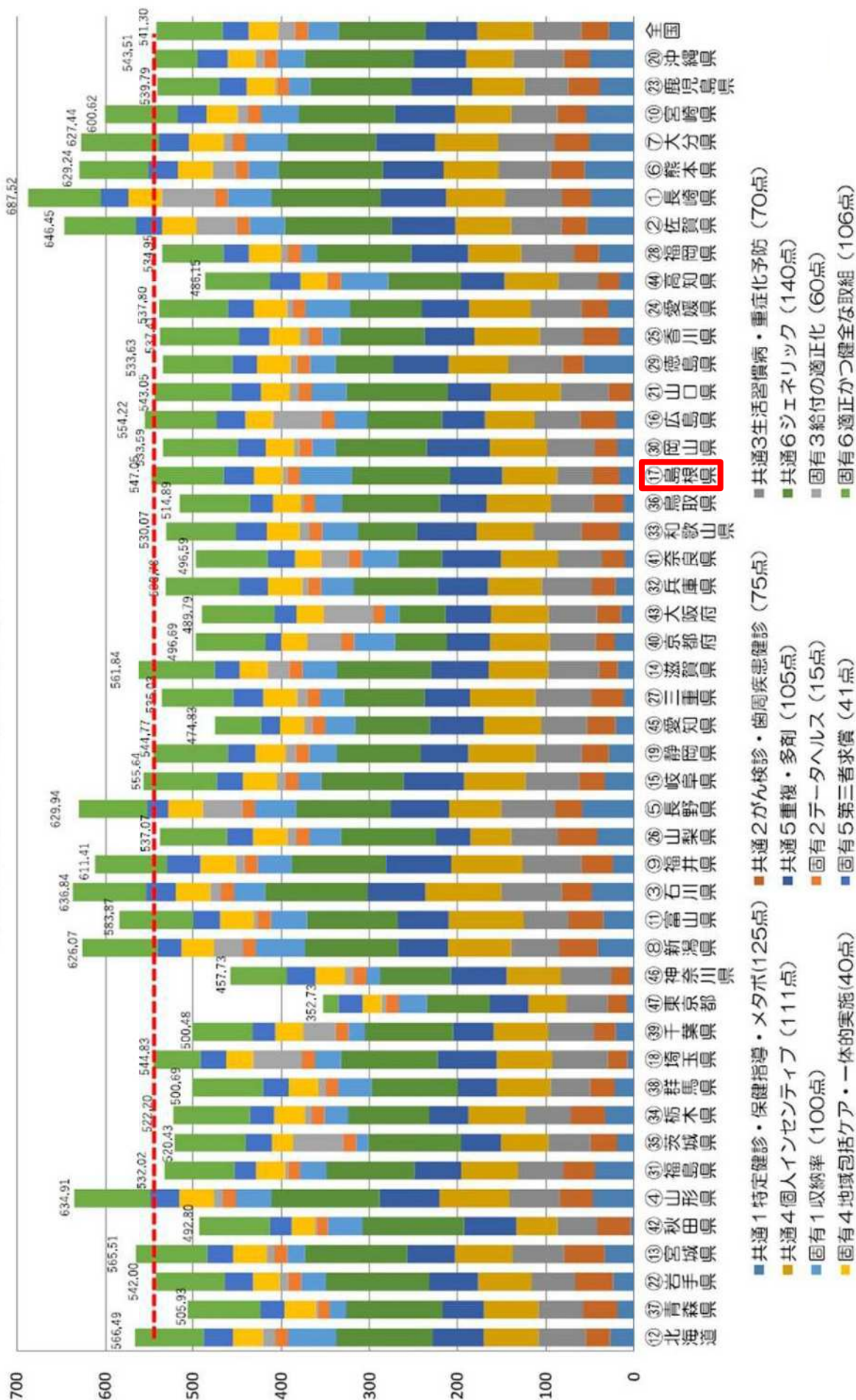
※ 各市町村の得点数は、令和7年度に実施した実績調査による減点を含む

保険者共通の指標		配点
共通①	(1) 特定健診受診率	50
	(2) 特定保健指導実施率	50
	(3) メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	25
共通②	(1) がん健診受診率等	40
	(2) 歯科健診受診率等	35
共通③	発症予防・重症化予防の取組	70
共通④	(1) 個人のインセンティブ提供	40
	(2) 個人への分かりやすい情報提供	71
共通⑤	重複・多剤投与者に対する取組	105
共通⑥	(1) 後発医薬品の促進等の取組	140
	(2) 後発医薬品の使用割合	
計		626

国保固有の指標		配点
固有①	収納率向上	100
固有②	データヘルス計画の実施状況	15
固有③	(1) 医療費通知の取組	-10
	(2) こども医療費の適正化等の取組	60
固有④	地域包括ケア推進・一体的実施	40
固有⑤	第三者求償の取組	41
固有⑥	適正かつ健全な事業運営の実施状況	106
計		352

令和7年度保険者努力支援制度 取組評価分（市町村分） 都道府県別平均獲得点【988点満点】

速報値



令和7年度保険者努力支援制度（都道府県分）

※令和6年度採点分

年度	都道府県名	被保険者数	指標1				指標2				指標3				合計					
			得点	基準点 (被数×得点)	交付額 (千円)	一人 当たり (千円)	得点	基準点 (被数×得点)	交付額 (千円)	一人 当たり (千円)	得点	基準点 (被数×得点)	交付額 (千円)	一人 当たり (千円)	得点	交付額 (千円)	一人 当たり (千円)			
R7	鳥根県	110,037	59	6,492.183	65,144	1,104	592	55	6,052.035	149,560	2,719	1,359	141	15,515.217	125,031	887	1,136	255	339,735	3,087

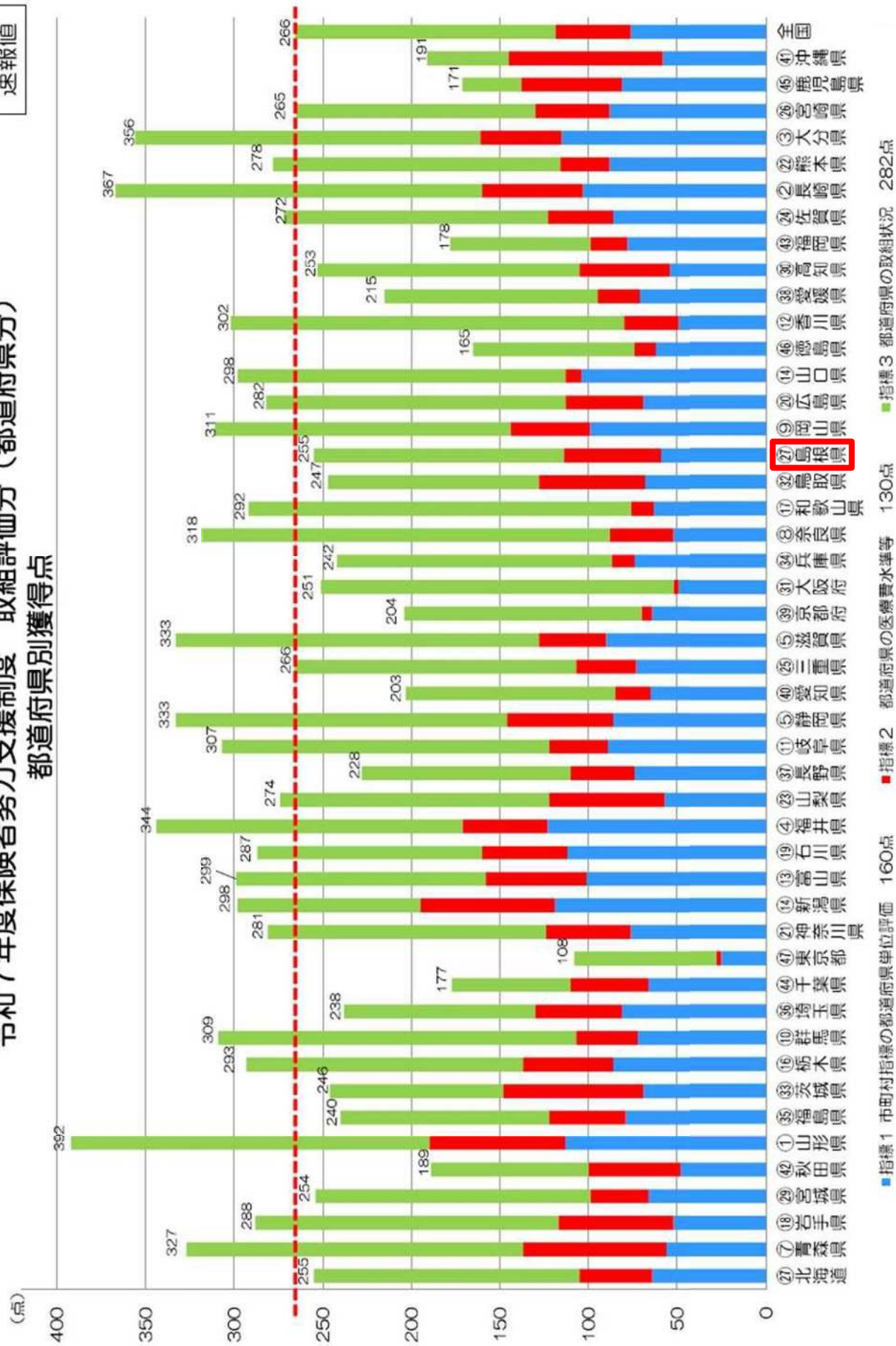
指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価【160億円】							配点
(i) 特定健診受診率・特定保健指導実施率							20
(ii) 生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組							20
(iii) 個人インセンティブの提供・個人への分かりやすい情報提供							50
(iv) 後発医薬品の使用割合							20
(v) 保険料(税)収納率							20
(vi) 重複・多剤投与者に対する取組							30
計							160
指標② 医療費適正化のアウトカム評価【200億円】							
(i) 年齢調整後1人当たり医療費							60
(ii) 重症化予防のマクロ的評価							20
(iii) 重複・多剤投与者数							50
計							130

指標③ 都道府県の取組状況に関する評価【240億円】		配点	
(i) 医療費適正化等の主体的な取組状況			
・重症化予防、重複・多剤投与者への取組等	都道府県による不正利得の回収	8	
			第三者求償の取組
	・市町村への指導・助言等		
	・保険者協議会への積極的関与		25
	・都道府県によるKDB等を活用した医療費分析等		5
・データヘルス計画の支援状況		2	
・こどもの医療の適正化等の取組		40	
(ii) 法定外一般会計繰入の解消等・保険料水準の統一		120	
(iii) 医療提供体制適正化の推進		20	
(iv) 事務の広域的及び効率的な運営の推進		50	
合計		282	

令和7年度保険者努力支援制度 取組評価分（都道府県分）

都道府県別獲得点

速報値



重複・多剤投与者に対する服薬情報通知事業について

1 概要

重複・多剤投与の適正化等を図るため、市町村国保、医師国保組合及び国保連合会が共同し、重複・多剤投与者に対する服薬情報通知事業を実施している。重複・多剤服薬等の可能性がある被保険者に対して過去の処方内容を通知し、かかりつけ医療機関や薬局への相談を促しており、各医療機関、薬局の皆様のご協力により重複・多剤服用者の減少といった改善結果が出ている。

2 対象としている服薬状況

- ①多剤服薬：所定の薬剤種類数以上の処方薬を服用している場合
(基準となる薬剤種類数は保険者毎に決定)
- ②重複服薬：異なる医療機関より同じ作用の医薬品が処方され、それらの服用期間が重複している場合
- ③相互作用（禁忌）：飲み合わせにより体に良くない効果が発生する可能性のある組み合わせで医薬品を服用している場合
- ④慎重投与：高齢者に対し特に注意が必要である医薬品が処方されている場合

3 通知による改善結果（市町村国保・医師国保組合計）

令和6年度は市町村国保、医師国保組合あわせて17保険者で本事業を実施し、改善結果は以下のとおりとなった。

服薬状況	通知前 該当者数	改善者数	改善割合※
多剤服薬	2,054名	699名	34.0%
重複服薬	664名	502名	75.6%
相互作用（禁忌）	27名	23名	85.2%
慎重投与	1,134名	126名	11.1%

※改善割合は改善者数／通知前該当者数×100で算出

令和7年度 国民健康保険被保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)の支援対象事業

国民健康保険被保険者の健康の保持増進に係る事業を支援することを目的とする

都道府県国保ヘルスアップ支援事業

市町村とともに国保の共同保険者である都道府県が、区域内の市町村ごとの健康課題や健康保持増進事業の実施状況を把握するとともに、市町村における保健事業の健全な運営に必要な助言及び支援を行うなど、共同保険者としての役割を積極的に果たすために実施する国民健康保険の健康保持増進事業

<事業区分>

- A 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備
- B 市町村の現状把握・分析
- C 都道府県が実施する保健事業
- D 人材の確保・育成事業
- E データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業
- F モデル事業

市町村国保ヘルスアップ事業

国保被保険者の健康の保持増進、疾病予防、生活の質の向上等を目的に、国保一般事業、生活習慣病予防対策、生活習慣病等重症化予防対策、医薬品の適正使用を推進する取組、PHRの活用を推進する取組を実施するものであり、国保被保険者に対しての取組として必要と認められ、安全性と効果が確立された方法により実施する事業

<事業区分>

- ①国保一般事業 : 健康教育、健康相談、地域包括ケアの視点を踏まえた保健事業等
- ②生活習慣病予防対策 : 特定健診未受診者対策、特定保健指導未利用者対策等
- ③生活習慣病等重症化予防対策 : 生活習慣病等重症化予防、糖尿病性腎症重症化予防等
- ④医薬品の適正使用を推進する取組 : 医薬品の適正使用を促す保健指導
- ⑤PHRの活用を推進する取組 : PHRを活用した保健事業

令和7年度 市町村 国保ヘルスアップ事業

事業内容	
① 国保一般事業 a)健康教育、健康相談 b)地域包括ケアの視点を踏まえた保健事業 c)保険者独自の取組	
② 生活習慣病予防対策 d)特定健診未受診者対策 e)特定保健指導未利用者対策 f) 40歳未満早期介入保健指導事業 g)特定健診継続受診対策等 h)その他生活習慣病予防対策	
③ 生活習慣病等重症化予防対策 i)生活習慣病等重症化予防 j)糖尿病性腎症重症化予防 k)保健指導 ①禁煙支援 ②二次性骨折予防に関する取組 ③その他保健指導	
④ 医薬品の適正使用を推進する取組 l) 医薬品の適正使用を促す保健指導	
⑤ PHRの活用を推進する取組 m) PHRを活用した保健事業	

【交付要件】

- 右記の事業①～⑤の実施に当たり、下記の要件で補助上限となる基準額を適用し、事業経費に対する補助を行う。
- 複数区分の事業を実施する場合、事業区分ごとに適用される基準額の合算額を補助上限額とする。ただし、基準額の合算は最大で3事業分までとする(補助事業の申請可能数は3事業に限らない)。
- 先進的かつ効果的な保健事業として都道府県の指定を受ける場合、別途、補助上限額を加算する。

【基準額①】

(適用要件)

- 右記の事業①、②の2区分について、いずれか又は両方の事業を実施すること。
- データ分析に基づくPDCAサイクルに沿った中長期的なデータヘルス計画を策定していること。
- 1つの事業区分につき下記の基準額①を補助上限とする。複数区分の事業を実施する場合、区分の数に応じて基準額を加算する。

(基準額)補助率10/10

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10～20万人未満	20万人以上
基準額①	3,000千円	4,500千円	6,000千円	9,000千円	13,500千円

【基準額②】

(適用要件)

- 右記の事業③～⑤の3区分について、いずれか又はすべての事業を実施すること。
- データ分析に基づくPDCAサイクルに沿った中長期的なデータヘルス計画を策定していること。
- 1つの事業区分につき下記の基準額②を補助上限とする。複数区分の事業を実施する場合、区分の数に応じて基準額を加算する。

(基準額)補助率10/10

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10～20万人未満	20万人以上
基準額②	6,000千円	9,000千円	12,000千円	18,000千円	27,000千円

【先進的かつ効果的なモデル事業を実施する場合の加算額】

(適用要件)

- 先進的かつ効果的なモデル事業として都道府県の指定を受けて、事業①～⑤いずれかの保健事業を実施すること(都道府県は管内市町村数の15%を上限として指定)。
- 第三者(国保連合会の保健事業支援・評価委員会・有識者会議・大学等)の支援・評価を活用すること。
- 上記の要件を満たす場合、補助上限額を加算する。

(加算額)補助率10/10

被保険者数	1万人未満	1～5万人未満	5～10万人未満	10～20万人未満	20万人以上
加算額	4,000千円	6,000千円	8,000千円	12,000千円	18,000千円

令和7年度 都道府県 国保ヘルスアップ支援事業

【交付対象】

- 市町村とともに国保の共同保険者である都道府県が、区域内の市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、市町村における保健事業の健全な運営に必要な助言及び支援を行うなど、共同保険者としての役割を積極的に果たすために実施する国民健康保険の保健事業

【交付要件】

- 実施計画の策定段階から、第三者（有識者会議、国保連合会の保健事業支援・評価委員会等）の支援・評価を活用すること。
- 市町村が実施する事業との連携・機能分化を図り、管内市町村全域の事業が効率的・効果的に実施するために必要な取組と認められる事業であること。
- 事業ごとの評価指標（ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標）・評価方法の設定 等

（事業分類及び事業例）

A. 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備

- 都道府県レベルの連携体制構築
- 保健事業に関わる都道府県及び市町村職員を対象とした人材育成
- ヘルスアップ支援事業及びヘルスアップ事業の計画立案能力の向上及び先進、優良事例の横展開を図る取組
- 後発医薬品やバイオ後続品の使用状況について分析を行い、得られた結果を活用するための体制構築

B. 市町村の現状把握・分析

- KDB等のデータベースを活用した現状把握、事業対象者の抽出、保健事業の効果分析・医療費適正化効果の分析・保健事業の課題整理を行う事業

C. 都道府県が実施する保健事業

- 都道府県が市町村と共同または支援により行う保健事業
- 保健所と連携して実施する保健事業

- ※1 国民健康保険特別会計事業勘定（款）保健事業に相当する科目により実施する事業に充当
- ※2 市町村が実施する保健事業との役割を調整するよう留意
- ※3 委託可

D.人材の確保・育成事業

- かかりつけ医、薬剤師、看護師等の有資格者等に対する特定健診や特定保健指導等の国民健康保険の保健事業に関する研修
- 医療機関や福祉施設に勤務する糖尿病療養指導士や認定・専門看護師、管理栄養士、リハビリ専門職等を活用した保健事業

E.データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業

- 医療・健康情報データベースの構築
- データヘルス計画の標準化に向けた現状把握・分析
- 予防・健康づくりに資するシステムの構築

F.モデル事業（先進的な保健事業）

- 地域の企業や大学、関係団体等と都道府県単位の現状や健康課題を 共有し協力し実施する先進的な予防・健康づくり事業
- 無関心層を対象にして取り組む先進的な保健事業

【基準額】（補助率10/10）

被保険者数	25万人未満	25～50万人未満	50～75万人未満	75～100万人未満	100万人以上
基準額	150,000千円	175,000千円	200,000千円	200,000千円	200,000千円

令和7年度 国民健康保険保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援) 事業費連動分に係る評価指標

○ 事業費連動分については、都道府県ごとに、以下の評価指標に基づいて採点を実施

(1) 「事業」の取組状況

(2) 「事業」の取組内容



左記(1)(2)について、それぞれ都道府県ごとの「点数」×「合計被保険者数」＝「総得点」を算出し、総得点で予算額を按分して配分。ただし、都道府県ごとに事業費分の交付額の2倍を上限額とし、上限に達した都道府県に係る未交付額は、上限に達していない都道府県に再配分する。

(1)「事業」の取組状況

114億円

(都道府県)

- 1) 事業ABCを全て実施している場合 5点
- 2) 事業ABCDEを全て実施している場合 6点
- 3) 事業Fを実施している場合で、全都道府県による評価結果上位 1位から10位 10点
上位11位から20位 5点

(市町村) 要件を満たす管内市町村の割合に応じて加点

- 1) 事業①国保一般事業を
 - ・ 1 事業以上実施する管内市町村の割合が 4 割以上の場合 5点
 - ・ 上記を満たした上で、2 事業以上実施する管内市町村の割合が 1 割以上の場合 8点
- 2) 事業②生活習慣病予防対策を 2 事業以上実施する管内市町村の割合が 7 割以上の場合 5点
- 3) 事業②の f) または g) または h) を実施する管内市町村の割合が 5 割以上の場合 5点
- 4) 事業③生活習慣病等重症化予防対策を実施する管内市町村の割合が 9 割以上の場合 5点
- 5) 事業④医薬品の適正使用を推進する取組を実施する管内市町村の割合が 3 割以上の場合 5点
- 6) 事業⑤PHRの活用を推進する取組を実施する管内市町村の割合が 1 割以上の場合 5点
- 7) 事業①②③④それぞれから 1 事業以上の事業を実施している管内市町村の割合
 - 管内市町村の 2 割以上が実施 6点
 - 管内市町村の 1 割以上 2 割未満が実施 3点

(2)「事業」の取組内容

114億円

(都道府県)

- 1) 下記市町村指標 1) ～ 3) を全て満たす申請市町村の割合が 5 割以上の場合 10点
- 2) 申請市町村が下記市町村指標 1) ～ 3) を満たせるよう都道府県から支援を受けたと回答している割合 10点
申請市町村の 9 割以上が支援を受けている場合 5点
申請市町村の 7 割以上 9 割未満が支援を受けている場合

(市町村) 要件を満たす申請市町村の割合に応じて加点

- 1) 申請市町村の全てが、ポピュレーションアプローチとハイリススクアプローチを組み合わせて総合的に事業を展開している場合 8点
- 2) 申請市町村の全てが、性・年齢別等の視点に加え、地域ごとの分析を実施している場合 3点
- 3) 申請市町村の全てが、事業の計画、実施、評価にわたり、第三者の支援・評価を受け、事業に反映している場合 10点
- 4) a) の申請市町村の全てが、医療・介護・保健など部局横断的にデータ分析を行い、一体的（国保・後期・介護）に事業へ活用している場合 3点
- 5) 1) の申請市町村の全てが、医療費適正化効果や対象者の減少数等の目標値を設定した上で、地域の医師会・薬剤師会等の医療関係団体と連携して事業を実施している場合 10点

(9月事前協議時点)

		001	002	003	004	005	006	007	008	009	010	011	012	013	014	015	016	017	018	019	020	021	022	023	024	025	026	027	028	029	030	031	032	033	034	035	036	037	038	039	040	041	042	043	044	045	046	047	048	049	050	051	052	053	054	055	056	057	058	059	060	061	062	063	064	065	066	067	068	069	070	071	072	073	074	075	076	077	078	079	080	081	082	083	084	085	086	087	088	089	090	091	092	093	094	095	096	097	098	099	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470	1471	1472	1473	1474	1475	1476	1477	1478	1479	1480	1481	1482	1483	1484	1485	1486</
--	--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--------

[illegible]

■島根県国保ヘルスアップ支援事業の概要

…島根大学との連携による事業
(島根県国保ヘルスアップ支援事業の総合的な推進事業)

事業区分	目 的	事 業 名	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
			実 施 内 容	実 施 内 容
A 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備	○島根県の糖尿病対策会議と市町村の取組との連携強化 ○取組や好事例等の情報交換 ○糖尿病対策及び重症化予防対策の推進 ○効果的・効率的な保健事業が実践できる人材の育成 ○保健所と市町村が協働で参加し、それぞれの役割に応じた地域診断・施策化等の能力を習得	① 糖尿病対策推進連携体制の構築	■糖尿病対策市町村等担当者連絡会 ○県と市町村の連携強化 ○重症化予防事業の充実にに向けた検討	■糖尿病対策市町村等担当者連絡会（年1回） ○県と市町村の連携強化 ○重症化予防事業の充実にに向けた検討 ■糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改訂
		② 健康課題施策化研修～保健所・市町村協働の健康づくり～	■健康課題施策化研修 ○R6、R7の2年間で1クールの研修を実施。 R6は1年目	■健康課題施策化研修 ○R6、R7の2年間で1クールの研修を実施。 R7は2年目
B 市町村の現状把握・分析	○特定健診等データの集計・見える化ツールの活用によるPDCAサイクルに添った保健事業の推進 ○保健所による市町村へのデータ活用支援の強化	③ 特定健診等データの集計・見える化	【4年目】 ■特定健診等データの活用の推進 ○ツールによる集計と結果の提供 ○ツールの活用に向けた検討 ■KDB等のデータ活用に向けた支援（委託） ○KDBを活用した医療費分析ツールの更新 ○データ活用に向けた個別支援	【5年目】 ■特定健診等データの活用の推進 ○ツールによる集計と結果の提供 ○集計ツールの一部改修（委託） ○ツールの活用に向けた検討 ■KDB等のデータ活用に向けた支援（委託） ○KDBを活用した医療費分析ツールの更新 ○データ活用に向けた個別支援
C 都道府県が実施する保健事業	○県内共通の課題（腎臓病、脳卒中や心臓病等循環器病などの発症・重症化予防）に関する普及・啓発による予防・健康づくりの推進	④ 予防・健康づくりの普及・啓発事業	【4年目】 ■県民へ普及啓発事業（委託） ○オンライン健康教室（しまね健康情報eラーニングシステム「しまねMAMEインフォ」） ・新規コンテンツの作成、公開 ・令和3年～5年度に作成したコンテンツの内容更新 ○教材の作成、配布 ○マスコミを活用した啓発活動 ・新聞（りびえ～る）年間11回掲載 ・CM（R3～R5で作成したCMの再放送）	【5年目】 ■県民へ普及啓発事業（委託） ○オンライン健康教室（しまね健康情報eラーニングシステム「しまねMAMEインフォ」） ・新規コンテンツの作成、公開 ・令和3年～6年度に作成したコンテンツの内容更新 ・市町村における動画教材活用促進による保健事業の推進支援（個別支援） ○教材の作成、配布 ○マスコミを活用した啓発活動 ・新聞（りびえ～る）年間5回掲載 ・CM（特定健診・保健指導・健診後の医療機関受診勧奨）
D 人材の確保・育成事業	○病態や指導が複雑な糖尿病性腎症に対する指導実践者の資質向上 ○情報共有による地域ごとの連携体制づくりの推進	⑤ 糖尿病性腎症重症化予防実践者育成事業	■糖尿病性腎症重症化予防実践者育成講座（委託） ○研修会の開催（集合研修） 年1回 動画配信（「しまねCOMMONS」を活用） ■市町村等への個別支援（委託） ○各圏域・市町村での事業実施支援（研修講師派遣、事例検討アドバイザー派遣等）	■糖尿病性腎症重症化予防実践者育成講座（委託） ○研修会の開催（集合研修） 年1回 動画配信（「しまねCOMMONS」を活用） ■市町村等への個別支援（委託） ○各圏域・市町村での事業実施支援（研修講師派遣、事例検討アドバイザー派遣等）
	○研修環境の整備による地域の医療専門職等への研修機会の提供 ○重症化予防対策に従事する専門職の資質向上による国保保健事業の推進 ○各診療ガイドラインの普及による病診・診診連携の推進	⑥ 専門職研修事業	【4年目】 ■専門職研修（委託）（お役立ちeラーニングシステム「しまねCOMMONS」） ○研修動画の充実 ・新規コンテンツの作成・公開 ・県主催の研修の動画配信 ・令和3年～5年度に作成したコンテンツ内容更新 ○関係機関への周知と活用の推進 ○専門職への各ガイドラインの普及・啓発	【5年目】 ■専門職研修（委託）（お役立ちeラーニングシステム「しまねCOMMONS」） ○研修動画の充実 ・新規コンテンツの作成・公開 ・県主催の研修の動画配信 ・令和3年～6年度に作成したコンテンツ内容更新 ○関係機関への周知と活用の推進 ○専門職への各ガイドラインの普及・啓発
E データの活用を目的として実施する事業	○保健・医療・介護データの分析に基づく健康寿命延伸・医療費適正化のためのPDCAに添った効果的な事業展開の推進	⑦ 医療費等データ活用事業	【4年目】 ■医療費等データ活用事業（委託） ○県、圏域、市町村の健康実態や課題の明確化 分析結果について、関係会議で報告 ○データ分析結果の活用に向けた検討、支援	【5年目】 ■医療費等データ活用事業（委託） ○県、圏域、市町村の健康実態や課題の明確化 分析結果について、関係会議で報告 ○データ分析結果の活用に向けた検討、支援
	○骨折予防や骨粗しょう症による再骨折対策の推進による医療費適正化の推進	骨折及び骨粗鬆症予防モデル事業	<新規事業> R6～3年計画で実施（委託） 1年目は現状把握、2年目以降にモデル事業として実施 ■骨折に関する現状把握 医療費等のデータ分析 ■市町村や関係機関とモデル事業に向けての検討	
	○残薬調整の推進による適正服薬と医療費適正化の推進	医薬品適正使用のための調査分析事業	<新規事業> R6～3年計画で実施（委託） 1年目は現状把握 ■残薬に関する現状把握 医療費等のデータ分析 ■薬剤師会等とヒアリングや検討会の実施	
F モデル事業	○脆弱性骨折予防の推進による医療費適正化の推進	⑧ 骨折・骨粗鬆症予防モデル事業		R6にE事業の新規事業として実施した2事業を統合して実施。（R7～R8の2年計画） ■モデル市町村による脆弱性骨折予防のための受診勧奨や保健指導 ○ハイリスク者を対象とした骨粗鬆症の受診勧奨や保健指導 ○R7年度のモデル市町村は松江市

令和7年度 島根県国保ヘルスアップ支援事業

1 市町村が実施する保健事業のさらなる推進に資する基盤整備

A 事業

(1) 糖尿病対策推進連携体制の構築

- ・糖尿病対策市町村等担当者連絡会の開催(3月)
- ・島根県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改訂

(2) 健康課題施策化研修～保健所・市町村協働の健康づくり

2 市町村の現状把握・分析

B 事業

(1) 特定健診等データの集計・見える化

① 特定健診データの活用の推進

- ・特定健診集計 CD の提供 (5～6月頃): 令和 5 年度特定健診集計結果
- ・令和 6 年度データ集計にむけたシステムの改修
第4期特定健診の判定基準への対応

② KDB 等データの活用に向けた支援 (R3 作成 DATA MILL 委託)

- ・KDB を活用した医療費分析ツールの更新・配布(配布時期: 3 月末予定)
収載データ: 平成 29～令和 6 年度の国保・後期高齢者のレセプトデータ
- ・データ活用に向けた個別支援
医療費分析ツールを活用した分析等、データ分析に関する個別支援(R4～)
R7 年度実施市町村: 松江市、浜田市、奥出雲町、美郷町、津和野町

データヘルス計画(市町村の国保保健事業の実施計画)の進行管理支援

① 共通指標データの提供

R5 年度に定めたデータヘルス計画の島根県共通指標に係るデータ(最新)を毎年 12 月頃に提供。提供する指標一覧は(別紙 1)のとおり

3 島根県国保ヘルスアップ支援事業の総合的な推進(島根大学委託) C、D、E 事業

大学の専門的な知識・技術・ネットワークを活用し、国保ヘルスアップ支援事業を総合的に展開し、市町村及び県による国保保健事業の効果的な推進を図るため、島根大学医学部環境保健医学講座に以下(1)～(3)を委託し実施。

(1) 都道府県が実施する保健事業～予防・健康づくりの普及・啓発事業

- ① オンライン健康教室_しまね健康情報 e ラーニングシステム「しまねMAMEインフォ」の活用
市町村の健康教室や保健指導で活用できる動画とチラシ(教材)を作成
令和7年10月末現在で公開しているコンテンツ一覧は(別紙2)のとおり

② マスコミ活用した啓発活動

- ・山陰中央新報タブロイド紙
りびえ～る「元気」のための基礎知識(年5回掲載)

- ・テレビスポット CM (民放 3 社)

テーマ:「特定健診受診」、「特定保健指導」、「健診後の医療機関受診」

(2)人材の確保・育成事業～専門職研修事業

①専門職研修お役立ち e ラーニングシステム「しまね COMMONS」の充実、普及

専門職向けに、糖尿病性腎症や慢性腎臓病、脳卒中や心臓病、その他の循環器病等、各種ガイドラインの普及・研修を目的としたコンテンツ

令和 7 年 10 月末現在で公開しているコンテンツ、登録者数一覧は (別紙 3) のとおり

(3)データの活用を目的として実施する事業～医療費等データ活用事業

①令和 7(2025)年 3 月「市町村国保データ分析結果報告書」

令和7年度 国保広域化連携会議データ利活用部会～データ利活用研修 (7 月開催)
参加者: 市町村国保担当者、健康増進担当者、保健所担当者 58 名
目 的: データ分析結果についての意見交換をとおして、県内市町村の好事例の横展開、今後の各市町村における健康課題に基づく保健事業の推進につなげる

4 人材の確保・育成事業

D 事業

(1)糖尿病性腎症等重症化予防実践者育成事業(委託先:NPO 法人島根糖尿病支援機構)

①糖尿病性腎症重症化予防実践者育成講座(R30 年度～)

集合型研修を開催 (10 月)

研修会は動画撮影し、しまね COMMNS で配信予定。

②個別支援 (R5年度～)

医療従事者や保健指導担当者を対象とした研修会や症例検討、指導媒体検討など市町村のニーズに応じて実施。

令和7年度実施市町村:奥出雲町、海士町

5 モデル事業

F 事業

(1)骨折及び骨粗鬆症予防モデル事業 ……別紙4 参照

骨折に係る医療費の増加、骨折が要介護状態の原因疾患で上位であること等を踏まえ、骨折等の発症予防を図るための事業を展開。骨粗鬆症治療中断者への受診勧奨や二次性骨折予防の受診勧奨等を検討

(別紙1)

のみの入力

データヘルス計画 共通指標 データ (経年)

1. 特定健康診査・特定保健指導の実施率等の指標

市町村名

指 標		現状値 (データ年)	市町村名						県全体						データ元
			R4	R5	R6	R7	R8	R9	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
1	特定健康診査実施率														法定報告
2	特定保健指導実施率														
3	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 (メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率)														

2. 生活習慣病予防に関する指標

指 標		現状値 (データ年)	市町村名								県全体								データ元
			R3	R4	R5	R6	R7	R8		R3	R4	R5	R6	R7	R8				
4	高血圧年齢調整有病者率(男性)															市町村国保特定健康診査等 結果データ *県提供			
	高血圧年齢調整有病者率(女性)																		
5	糖尿病年齢調整有病者率(男性)																		
	糖尿病年齢調整有病者率(女性)																		
6	脂質異常症年齢調整有病者率(男性)																		
	脂質異常症年齢調整有病者率(女性)																		

指 標		現状値 (データ年)	市町村名					県全体					データ元				
			R4	R5	R6	R7	R8	R9	R4	R5	R6	R7		R8	R9		
7	血圧が保健指導判定値以上の者の割合																KDB

指 標	現状値 (データ年)	市町村名						県全体						データ元
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
8 たばこを習慣的に吸っている者の割合(男性)														市町村国保特定健康診査等 結果データ *県提供
たばこを習慣的に吸っている者の割合(女性)														

3. 糖尿病性腎症重症化予防の指標

指 標	現状値 (データ年)	市町村名						県全体						データ元
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
9 HbA1c 8.0 %以上の者の割合														KDB
10 特定健診受診者で糖尿病有病者のうち、医療機関未受診者の割合(40～74歳)														
11 糖尿病で通院する患者で、3か月以上未受診者の割合														
12 糖尿病性腎症による新規人工透析導入者割合														
														KDB * 国保中央会提供データより

4. 生活習慣病(糖尿病以外)重症化予防の指標

指 標	現状値 (データ年)	市町村名						県全体						データ元
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
13 脳血管疾患 年齢調整死亡率(全年齢) 男性 (人口10万対)														SHIDS(島根県健康指標データベースシステム) * 県提供 ※現状値は、データ年を中間年とした5年平均
脳血管疾患 年齢調整死亡率(全年齢) 女性 (人口10万対)														
14 虚血性心疾患 年齢調整死亡率(全年齢) 男性 (人口10万対)														
虚血性心疾患 年齢調整死亡率(全年齢) 女性 (人口10万対)														

5. 高齢者の健康に関する指標

指 標	現状値 (データ年)	市町村名						県全体						データ元
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
15 前期高齢者のうち、BMI が 20kg/m 2以下の者の割合														KDB

しまね健康情報 e ラーニングシステム しまねMAME インフォコンテンツ一覧

生活習慣病予防・重症化予防

- ムリなく始めよう！高血圧予防！
- 正しい血圧測定
- 糖尿病の発症とその予防
- 糖尿病の管理
- キケンな「頭痛」はスグ病院へ！
- その「頭痛」我慢しないで！
- 血管のアンチエイジングで健康寿命を延ばそう！
- あなたは大丈夫？血管の状態を見てみよう！
- 家庭血圧測定のススめ～見えないリスク早期発見！～
- 知って防ごう！脳卒中①～知識編～
- 知って防ごう！脳卒中②～予防編～
- 知って防ごう！脳卒中③～「いつもと違う」は119番へ～

食 事

- 野菜をしっかり摂りましょう！
- ほどよい食塩摂取で健康に！
- からだが喜ぶレシピ(しじみと鶏のガンボスープ・島大病院が本気で考えたレシピ#1、#2、#3、#4、
#5、#6)
- アルコールのからだへの影響
- からだに負担がかからないお酒の飲み方
- 骨粗しょう症を予防する食事

運 動

- 手軽な運動で健康づくり
- すき間時間でちょい筋トレ(お腹まわりの引き締め筋トレ・肩まわりの筋トレ・足腰を強くするスクワット)
- “弱った”と自覚したらもう遅い?!
- 運動がもたらす健康への効果
- 運動した方が良いのは分かるけど・・・(今から始めるスキマ運動:家事・デスクワーク編・農作業や労働作業の工夫でできる筋力アップ)
- 健康管理も習慣に～スマートフォンなどを使った健康管理の第一歩～
- 力強い足を手に入れるための“コレだけ”運動～足腰を鍛える運動編～
- 綺麗な姿勢を維持するための“コレだけ”運動～お腹を引き締め姿勢を整える運動編～
- 体力アップのための“コレだけ”運動～負担の少ないウォーキング～
- 歩くことから始めよう 基礎編(歩く前の準備・歩くことの効果)
- 手軽にできる！(健康維持のウォーキング・ノルディックウォーキング)

その他

- ちょっと気になるこれからの医療費
- 今日からはじめる介護予防～フレイルについて知ろう～（基礎編）
- あなたの生活を彩る フレイル予防～運動編～
- 今日からはじめる社会参加～「つながる」ことからフレイル予防～
- 正しい口腔ケア
- オーラルフレイル予防～寝たきり予防の第一歩は、お口から～
- フレイル予防と食事・栄養
- ちょっとまって!!そのお薬、本当に必要!?～ポリファーマシーの解消について～
- 大切なお薬きちんと飲めていますか?～お薬の正しい飲み方・使い方～
- 在宅療養になったらどうしよう・・・～在宅医療における薬剤師のお薬管理～

しまね健康情報 e ラーニングシステム

しまね COMMONS コンテンツ一覧

- ・糖尿病
- ・高血圧
- ・脂質異常症
- ・心臓リハビリテーション
- ・心臓リハビリテーション実施のポイント
- ・脳卒中リハビリテーション
- ・脳血管疾患
- ・虚血性心疾患
- ・歯周・顎口腔疾患
- ・うつ病
- ・皮膚疾患
- ・医療安全
- ・Advance Care Planning(人生会議)を学ぼう！(基礎編・実践編)
- ・慢性腎臓病
- ・眼科疾患
- ・緩和ケアセミナー「痛みの評価と薬物治療」
- ・乳がん検診従事者講習会
- ・保健指導従事者研修会～保健指導の効果を高めるために～
- ・健康日本21(第三次)の推進に向けて
- ・島根県アレルギー疾患対応に関する研修
- ・施設における感染症対策
- ・島根県全国がん登録研修会
- ・令和7年度大田圏域 BCP(事業継続計画)策定支援研修会
- ・令和7年度大田圏域感染症対策研修会

しまね COMMONS

検 索



(別紙3-2)

お役立ちeラーニングシステム 「しまねCOMMONS」登録状況

	令和7年9月現在 職種別登録者数(人)
医師	180
歯科医師	18
薬剤師	67
保健師	201
看護師	228
管理栄養士	65
言語聴覚士	3
作業療法士	21
理学療法士	19
介護職	183
事務職	89
その他	310
職種不明	1
計	1385



骨折及び骨粗鬆症予防モデル事業

1 概要

高齢化が進む島根県において、骨折に係る医療費は増加傾向にあり、全国的にも骨折は介護が必要となる原因疾患の上位であることから、高齢者の生活の質（QOL）の維持の面からも骨折及び骨粗鬆症の発症予防が重要な健康課題となっている。

令和7年度国保ヘルスアップ支援事業においては、モデル市町村の国民健康保険加入者を対象に、二次性骨折予防や骨粗鬆症治療継続の取組を実施している。

なお、本事業は以下のとおり令和6年度～令和8年度の3年計画で実施している。

【令和6年度（1年目）】

- データ分析による現状・課題把握、モデル市町村で実施する効果的な取組提案

【令和7年度～8年度（2年目・3年目）】

- モデル市町村での保健事業実施、効果検証

令和7年度は松江市をモデル市町村として、脆弱性骨折既往者及び骨粗鬆症治療中断者への受診勧奨・保健指導事業を実施。令和8年度はより多くの市町村でのモデル実施を目指す。

2 事業対象者

(1) 脆弱性骨折既往者

過去3年間のレセプトデータにおいて脆弱性骨折の既往歴のある方のうち、過去1年間に骨粗鬆症の治療歴のない方

(2) 骨粗鬆症治療中断者

過去3年間のレセプトデータにおいて骨粗鬆症治療薬の処方歴があり、かつ、当該薬剤の処方が一定期間ない方

3 事業内容・スケジュール

(1) 対象者の抽出・分類（4～7月）

レセプトデータ、KDBシステム帳票データ等を用いて対象者を抽出し、対象者の特性に応じたグループ分け（2パターン）を行う。

(2) 受診勧奨通知の作成・発送（作成：4～7月、発送：8月下旬）

分類したグループごとの特性に応じた受診勧奨通知を作成し、発送する。

(3) 電話による保健指導・受診勧奨（9～10月）

対象者からの問合せに応じるコールセンターを設置し、あわせて保健師等の専門職による電話での保健指導及び受診勧奨を行う。

(4) 効果検証・報告（効果検証：12～2月、報告：3月上旬）

通知及び架電による受診勧奨後の受診状況や、対象者へのアンケート調査結果の分析から事業の効果検証を行い、市町村等への報告会を開催する。

国民健康保険制度改革の状況

国保が抱える構造的課題

- ① 年齢構成が高く、医療費水準が高い
島根県：前期高齢者の割合 57.2% (R4年度)
1人当たり医療費 49.5万円 (R4年度)
- ② 所得水準が低い
- ③ 保険料負担が重い
- ④ 保険料（税）の収納率
- ⑤ 一般会計繰入・繰上充用
- ⑥ 財政運営が不安定になるリスクの高い
小規模保険者の存在
島根県：被保険者数3千人未満 10/19保険者
- ⑦ 市町村間の格差

国保改革（平成30年度～）

- ① 財政運営の都道府県単位化・都道府県と市町村の役割分担
・都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担う
・市町村は、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う
・都道府県が統一的な方針として国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進
・都道府県に財政安定化基金を設置
- ② 財政支援の拡充
・財政支援の拡充により、財政基盤を強化（毎年約3,400億円）
低所得者対策の強化、保険者努力支援制度 等

今後の主な課題

平成30年度改革が現在概ね順調に実施されており、引き続き、財政運営の安定化を図りつつ、「財政運営の都道府県単位化」の趣旨の深化を図るため、令和6年度からの国保運営方針に基づき、都道府県と市町村の役割分担の下、以下の取組を進める。

○保険料水準の統一に向けた議論

国保は小規模な保険者が多く、全保険者の約1/3を占める。特に小規模な保険者において、高額な医療費が発生した場合、保険料が変動し、財政運営が不安定になる。このため、保険料水準の統一を進めることにより、国保財政の運営化を安定化できる。将来的には都道府県での保険料水準の統一を目指すこととし、地域の実情に応じて議論を深めることが重要。

○医療費適正化の更なる推進

保険者努力支援制度で予防・健康づくりが拡充されたことも踏まえ、都道府県内全体の医療費適正化に資する取組を推進

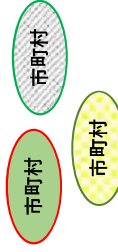
※上記の他、国会での附帯決議、骨太方針・改革工程表、地方団体の要望事項等について、地方団体と協議を進める。

平成30年度 国保制度改正の概要（運営の在り方の見直し）

○平成30年度から、**都道府県が財政運営の責任主体**となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

○**市町村**は、地域住民と身近な関係の中、**資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等**、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【改革前】 市町村が個別に運営

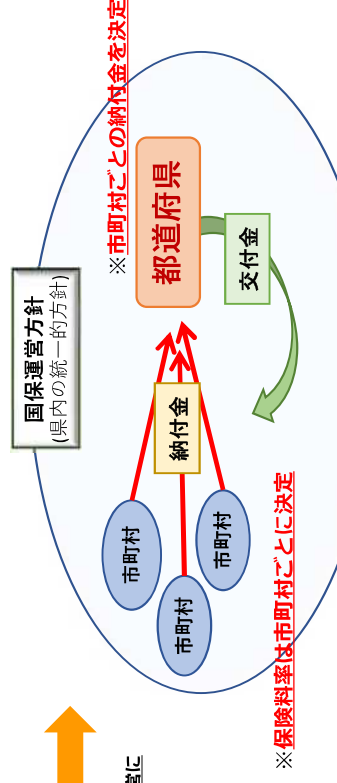


（構造的な課題）

- ・年齢が高く医療費水準が高い
- ・低所得者が多い
- ・小規模保険者が多い など

【改革後】

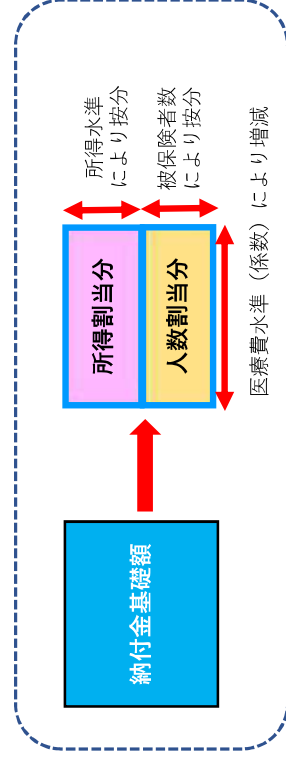
都道府県が財政運営責任を担う



※保険料率は市町村ごとに決定

【納付金・保険料算定の流れ】

- ①県は翌年度必要となる給付費（医療費）を推計し、納付金基礎額を算出
- ②県が市町村ごとに納付金を決定（納付金基礎額を按分）
※市町村ごとの被保険者数、所得のほか、医療費水準を勘案して按分
- ③市町村は、納付金の財源として保険料を決定・徴収
- ④市町村から県へ納付金を納入
- ⑤県は給付に必要な金額を交付金として市町村へ交付



（ 保険料水準統一加速化プラン（第2版）（概要）

厚生労働省資料

保険料水準の統一の意義・定義

統一の意義

- ① 保険料変動の抑制：特に小規模な保険者で、高額な医療費の発生等による年度間の保険料の変動を抑制可能。
- ② 被保険者間の公平性確保：保険運営の都道府県単位化を踏まえ、都道府県内のどの市町村でも、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられることで被保険者の公平性が確保可能。（保険運営の都道府県単位化は平成30年度国保改革で実現済）

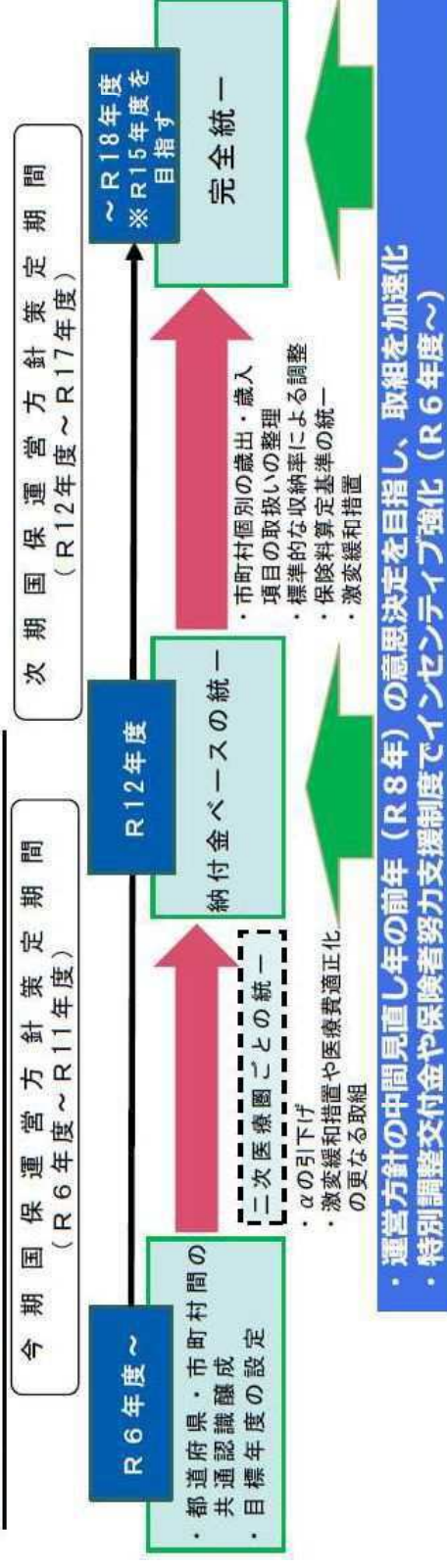
統一の定義

- 納付金ベースの統一：各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない
- 完全統一：同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする

統一の目標年度

- 納付金ベースの統一：令和12年度保険料算定までの達成を目標とする。
今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に向けた取組の加速化を進める。
- 完全統一：全国において、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度）までの移行を目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする。
※完全統一についても、今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に目標年度の意思決定ができるよう取組を進める。

保険料水準の統一のスケジュール



保険料水準の統一に向けた課題（厚生労働省資料より）

- 国は、納付金等算定ガイドライン等において、令和12年度までに納付金ベースの統一、将来的に完全統一（同一都道府県内において、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料）を目指すこととしている。
- 各都道府県における保険料水準の統一に向けた課題は次のとおり。

① 医療費水準に関する課題

- ・ 将来にわたる医療費適正化インセンティブの確保
- ・ 医療費水準の平準化・均てん化

納付金算定に年齢調整後の医療費水準を反映させないことにより、保険料水準を統一することが可能。ただし、市町村の納得を得るためには、都道府県内の各市町村の医療費水準がある程度平準化されることが重要。また、納付金算定に年齢調整後の医療費水準を反映させない場合には、将来にわたり、医療費適正化インセンティブをどのように図るべきか、都道府県の役割として、今後検討が必要。

② 保険料算定方法に関する課題

- ・ 保険料算定方式の統一化
- ・ 賦課割合の統一化

都道府県と市町村との協議の場において、あるべき姿の議論が必要。

③ 各市町村の取組に関する課題

- ・ 将来にわたる保険料収納率向上インセンティブの確保
- ・ 保健事業費等の基準額の統一化
- ・ 地方単独事業の整理
- ・ 市町村事務の広域化、標準化、効率化

保健事業費や地方単独事業、決算補填等目的の法定外繰入など、市町村が個別に政策的に取り組んでいるものの統一化について、議論が必要。また、市町村ごとの保険料収納率の差をどのように扱うかについても整理が必要

保険料水準の統一に向けた都道府県毎の状況

○ 令和6年度からの各都道府県の国保運営方針における、保険料水準の統一に向けた各都道府県の取組予定は下記のとおり。

- 完全統一を達成済みの都道府県 R6年度：大阪府、奈良県
- 完全統一の目標年度を定めている都道府県

・R9年度：滋賀県	・R11年度：福島県、大分県
・R12年度：北海道、青森県、埼玉県、福井県、山梨県、兵庫県、和歌山県、高知県、佐賀県、熊本県	
・R12年度～R17年度：広島県	・R15年度：群馬県
・未設定（納付金ベースは達成）：三重県、長崎県	・R18年度：神奈川県、香川県

※完全統一：当該都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料であること

- 納付金ベースの統一等の目標年度を定めている都道府県

都道府県	運営方針への記載状況等	都道府県	運営方針への記載状況等
岩手県	・納付金ベースの統一：R11年度・完全統一：次期期間中	長野県	・納付金ベースの統一：R12年度・完全統一：今後協議
宮城県	・納付金ベースの統一：R8年度 ・完全統一：今後協議（独自基準統一：R12年度）	岐阜県	・納付金ベースの統一：R11年度・完全統一：将来的に目指す
秋田県	・納付金ベースの統一：R15年度・完全統一：将来的に目指す	静岡県	・納付金ベースの統一：R12年度・完全統一：今後協議
山形県	・納付金ベースの統一：R11年度・完全統一：将来的な課題	愛知県	・納付金ベースの統一：R11年度・完全統一：今後協議
栃木県	・納付金ベースの統一：R10年度 ・完全統一：収納率較差が一定程度まで縮小された段階から実現	山口県	・納付金ベースの統一：R12年度・完全統一：今後協議
千葉県	・納付金ベースの統一：R11年度・完全統一：段階的に進める	徳島県	・納付金ベースの統一：R11年度・完全統一：将来的に目指す
東京都	・納付金ベースの統一：R12年度・完全統一：段階的に進める	愛媛県	・納付金ベースの統一：R11年度・完全統一：今後協議 ・統一保険料をベースに収納率格差を反映する準統一：R15年度
富山県	・納付金ベースの統一：R12年度・完全統一：今後協議	鹿児島県	・納付金ベースの統一：R15年度・完全統一：今後協議

※ 納付金ベースの統一：納付金算定に当たって、 $\alpha=0$ （年齢調整後の医療費水準を反映させない）とすること

- 納付金ベースの統一等の目標年度を定めていない都道府県

・茨城県、新潟県、石川県、京都府、鳥取県（運営方針R7.3策定予定）、 島根県 、岡山県、福岡県、宮崎県、沖縄県

第2期島根県国民健康保険運営方針

1. 位置づけ

県は、「安定的な財政運営」や「効率的な事業運営」の確保を目指し、県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進

2. 計画期間

令和6年度～令和11年度（6年間） ※3年毎に検証、見直しを実施

3. 基本的な考え方

<保険料>

現行では各市町村の保険料は、医療費水準や地方単独事業、保健事業の内容等、様々な要因によりその差は大きく、直ちに保険料水準を統一することは難しい。当面は各市町村の医療費水準を反映した保険料水準とし、将来的には統一した保険料水準を目指すことを基本とする。また、連携会議等において、保険料水準統一のあり方や各課題について、中間見直しに向けて議論を進める。

<事務処理>

市町村間で大きな差異が生じることのないよう、可能な限り事務処理や基準について、統一的な取り扱いとなるよう検討する。

<医療費適正化>

保険料等の負担を抑えながら国保財政を安定的に運営していくために、県全体で医療費適正化に取り組むことが必要であり、県と市町村が一体となって取り組む。

島根県市町村国保広域化等連携会議

- 国民健康保険の運営のあり方について、関係者間の意見交換や意見調整をするため、島根県市町村国保広域化等連携会議（以下「連携会議」という。）を設置している。
 - 連携会議の概要は以下のとおり。
1. 組織
連携会議は、県・市町村・島根県国民健康保険団体連合会により構成。
 2. 検討事項
島根県国民健康保険運営のあり方等に係ること。
 3. 部会（検討事項）
国民健康保険運営についての具体的な対応方法を検討するため、連携会議に部会を置く。
 - ① 保険料平準化検討部会（保険料水準の平準化に関すること）
 - ② 事務処理部会（市町村事務の効率化、標準化、広域化に関すること）
 - ③ データ活用部会（データ活用によるデータヘルス計画の推進に関すること）

〔保険料平準化検討部会の協議状況〕

（R6年度）

- ・ 部会を6回開催（納付金算定方法、被保険者数や1人当たり医療費等の推計、各市町村ヒアリング、保険料水準統一の影響、激変緩和策、先進地視察など）

（R7年度）

- ・ 部会を2回開催（保険料水準統一に向けたとりまとめ案の提案など）

➡ 市町村においては、さまざまな意見もあることから、とりまとめ案については継続協議

〔参考〕 国民健康保険制度における都道府県・市町村と国保連合会の役割分担

改革の方向性			
国保制度 運営	○ 都道府県は、管内市町村や国保関係者と協議した上で、都道府県内の国保の運営の統一の方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進 ○ 市町村は、住民に身近な自治体として、被保険者の資格管理、保険料の決定、賦課・徴収、保険給付、保健事業などを適切に実施 ○ 国保連合会は、保険者の共同目的達成のため、審査支払業務の他、給付の適正化や保健事業等を都道府県単位で支援		
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割	国保連合会の主な役割
資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	地域住民と身近な関係の中、資格を管理（資格確認等の発行）	保険者事務共同電算処理
保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	- 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 - 個々の事情に応じた賦課・徴収	保険料適正算定への支援
保険給付	- 給付に必要な費用を、全額、市町村に 対して支払い - 市町村が行った保険給付の点検	- 保険給付の決定 - 個々の事情に応じた窓口負担減免等	- 診療報酬の審査支払業務 - 第三者行為損害賠償求償事務 - レセプト点検の支援
保健事業	- 市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握 - 市町村の保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援 - 市町村における健康・医療情報の横断的・総合的な分析 - 関係市町村相互間の連絡調整、市町村への専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供等の支援	- 被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施 - 健康・医療情報の活用及びPDCAサイクルに沿った事業運営 - 生活習慣病対策としての発症予防と重症化予防の推進 - 特定健康診査及び特定保健指導の実施 - データヘルス計画の策定、実施及び評価	- 特定健診・特定保健指導に係る費用の支払及びデータ管理 - KDBシステムを活用した統計情報や個人の健康に関するデータの作成 - データヘルス計画の策定・評価の支援 - 国保ヘルスアップ（支援）事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の支援

〔参考〕

各保険者との比較（島根県国保の状況）

○ 国民健康保険制度は被用者保険と比較すると、「年齢構成が高く、医療費水準が高い」「所得水準が低い」「保険料負担率が高い」など構造的な問題を抱えている。とりわけ島根県は、人口減少・高齢化が進んでおり、保険者規模も小規模で、全国と比較して医療費が高く、所得が低いなど、大変厳しい状況にある。

	市町村国保		協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者 医療制度
	市町村国保 (全国)	市町村国保 (島根県)				
保険者数 (令和5年3月末)	1,716	19	1	1,383	85	47
加入者数 (令和5年3月末)	2,413万人 (1,636万世帯)	11.4万人 (7.9万世帯)	3,944万人 〔被保険者2,480万人 被扶養者1,464万人〕	2,820万人 〔被保険者1,655万人 被扶養者1,165万人〕	982万人 〔被保険者574万人 被扶養者409万人〕	1,913万人
加入者平均年齢 (令和4年度9月末)	54.2歳	-	38.9歳	35.9歳	33.1歳	82.9歳
65～74歳の割合 (令和4年度)	44.6%	57.2%	8.2%	3.5%	2.4%	1.4% (※1)
加入者一人当たり 平均所得 (※2) (令和4年度)	96万円 〔1世帯当たり 143万円〕	82万円	175万円 〔1世帯当たり (※3) 279万円〕	245万円 〔1世帯当たり (※3) 418万円〕	246万円 〔1世帯当たり (※3) 430万円〕	93万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和4年度) (※4) 〈事業主負担込〉	9.1万円 〔1世帯当たり 13.6万円〕	9.0万円	12.5万円 〈25.1万円〉 〔被保険者1人当たり 20.0万円 (39.9万円)〕	13.9万円 〈30.4万円〉 〔被保険者1人当たり 23.7万円 (51.9万円)〕	14.4万円 〈28.7万円〉 〔被保険者1人当たり 25.3万円 (50.5万円)〕	7.9万円

※1 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合。

※2 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「雑損失の繰越控除額」を加えたものを加入者数で除したもの。

※3 被保険者1人当たりの金額を指す。

出典：厚生労働省資料

〔参考〕

島根県市町村国保の医療費総額と1人当たり医療費

○県内国保の医療費の総額は、被保険者数の減少によりH27年度をピークに減少傾向

○一方で、少子高齢化や医療の高度化等を背景に、被保険者1人当たりの医療費は増加傾向

